

運送委託契約書

4000円
収入印紙

一般貨物自動車運送事業を営む _____ (以下甲という) と第一種貨物利用運送事業を営むこととなる _____ (以下乙という) との間において、運送及び利用運送に関して次の通り契約を締結する。

第1条 (契約の範囲)

荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は実運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。

第2条 (貨物の受渡方法及び運送責任の分野)

貨物の甲・乙両者間における発着扱いは、送り状と積込明細書と貨物を照合して受渡しする。発送貨物は、乙が甲に引き渡したときから甲の責任とする。到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引き渡したときから乙の責任とする。甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

第3条 (荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

貨物事故の損害賠償はその荷主に対して乙が負い、乙は甲並びに乙両者の責任分野によって、甲に対して求償権を持ち、賠償の範囲は貨物自動車利用運送約款及び貨物自動車運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず、各々その責任を負うものとする。

第4条 (事故の処理)

貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これをなすものとする。

第5条 (運送保険)

車両保険及び積荷保険の費用は甲の負担とする。但し、荷主の要求にて附した運送保険は、その申込みを受けた甲又は乙にて取り扱うものとする。

第6条 (運送順位)

法令に定めのない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

第7条 (運賃及び料金)

運賃及び料金は、甲が主務官庁に届け出た運賃及び料金とする。

第8条 (運賃及び料金の決済)

貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月末毎に締め切り、計算して翌月末までに甲乙にて決済する。

第9条 (他社との同種契約)

甲は乙の営業地区と認められる地区に、乙と同一業務とみなされる業務施設 (直営店、代理店、取扱店、その他) を開設しようとする時は、乙との協議を要する。

第10条（契約の期間）

契約期間は、主務官庁より第一種貨物利用運送事業申請が登録された日から効力を発生し、本契約の期間は効力発生日から向こう2年とし、以後甲乙双方異議のないときは自動的に更新するものとする。

第11条（契約の解除及び更改）

本契約の各条項中、契約の継続を不相当と認めたときは、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印の上各1部を保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙

印